

## 熊本地震義援金に関する税務上の取扱い

平成 28 年 4 月の熊本地震により被害を受けられた方を支援するために、義援金や寄附金を支払った場合の税務上の取扱いについてまとめました。

寄附の対象	個人	法人
熊本・大分県下の災害対策本部	寄附金控除	全額損金
日本赤十字社の「平成 28 年熊本地震災害義援金」口座	寄附金控除	全額損金
救援活動等を行っている公益社団法人・公益財団法人	寄附金控除	一部損金
救援活動等を行っている認定NPO法人	寄附金控除	一部損金
被災した自治体へのふるさと納税	寄附金控除	全額損金
認定NPO法人以外のNPO法人	寄附金控除対象外	一般の寄附金として一部損金
知人・取引先に対する見舞金・支援物資		内容明確にすることで全額損金

今回注目されているのは「ふるさと納税」の利用です。

被災地の自治体にふるさと納税する方法もありますが、ふるさと納税を受けると自治体の事務手数もそれなりにかかります。そこで全国のいくつかの自治体では「ふるさと納税の代行」をしています。被災地の事務負担を減らすため、支援の寄附を被災地に代わって受け付けて、寄附者には「ふるさと納税」としての手続きをします。このふるさと納税には当然ですが謝礼品はありませんし、細かい市町村の指定はできませんが、様々な形での支援の形が作られています。

これらの寄附金に対する控除の手続きは個人、法人ともその確定申告の時に手続きします。寄附をしたことを証明する書類はその確定申告時期まで保管されてください。